

令和 8 年 6 月 4 日付けで提出を受けた住民監査請求について、下記のとおり、令和 8 年 7 月 10 日に請求人へ通知しました。

福岡市監査委員	落	石	俊	則
同	浜	崎	太	郎
同	高	木	三	郎
同	千々松	英	樹	

住民監査請求（福岡市職員措置請求）の却下について（通知）

令和 8 年 6 月 4 日に提出された住民監査請求（福岡市職員措置請求。以下「本件請求」という。）につきましては、下記の理由により却下することと決定しましたので、通知します。

記

地方自治法第 242 条の規定に基づく住民監査請求の制度は、住民が監査委員に対し、執行機関等の違法又は不当な財務会計上の行為について、個別具体的に摘示して監査を実施するよう求め、地方公共団体の損害の補てん等のために必要な措置を請求することにより、財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を守ることを目的とするものである。

請求内容は、令和 8 年 4 月後半分及び 5 月分の A 小放課後児童クラブの会費及びその他 A 小学校における徴収金に関し、いずれも徴収の理由がないとして請求人自身に対し返還を求めること、また、請求人の児童に関連して請求人が呼ぶところの「障害児加配予算」「学校支援学級配置予算」「特別支援教育就学奨励費」に関する執行を明らかにすること、並びにこれらに関連して職務執行の是正を求めるもの等となっている。

まず、前述のとおり、住民監査請求の制度は、住民全体の利益を守る観点から地方公共団体の損害の補てん等をねらいとするもので、個人の権利利益の救済を図ることを目的とした制度とは異なり、個々の住民の権利関係及び事実関係の紛争の解決手段として監査が実施されることは予定されていない。

この点、請求は、住民監査請求における基本的な事項となる福岡市の損

害を示し、各機関等に対して福岡市の損害を補填等する措置を求めるものとなっていない。

その上で、放課後児童クラブの会費については、各児童クラブ運営委員会が独自に徴収するものであり、公金の性格を有するものでないため住民監査請求の対象に該当しない。学校徴収金については、執行機関が行った財務会計上の行為として特定がなされていない。

また、請求人が呼ぶところの「障害児加配予算」「学校支援学級配置予算」「特別支援教育就学奨励費」の執行については、いずれも執行機関が行った財務会計上の行為として特定がなされておらず、また、その行為の違法性及び不当性が具体的・客観的に示されていないため、請求者個人の疑問や見解表明にとどまるものとなっている。

以上により、本件請求については、地方自治法第 242 条所定の住民監査請求の要件を充たしていないと判断した。